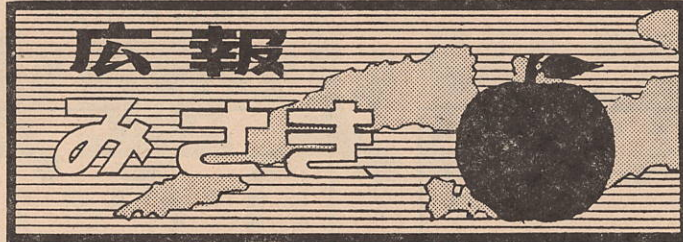


昭和五十二年  
十月三十一日現在

世帯数 二、〇五七  
人口 六、八七四  
男 三、二〇〇  
女 三、六七四

印刷所  
クボタ印刷所



発行所  
愛媛県三崎町役場  
編集  
三崎町役場総務課

＝納税のお知らせ＝

11月 国民健康保険税 (五期)  
12月 国民健康保険税 (六期)  
固定資産税 (三期)

昭和52年度三崎町港湾整備特別会計

(1) 収入及び支出の状況

(歳入) (単位千円)

款	予算現額	収入済額	収入割合%
1. 繰入金債	122	0	0
2. 三崎町計	10,000	0	0
	10,122	0	0

(歳出) (単位千円)

款	予算現額	支出済額	支出割合%
1. 港湾整備費	10,000	0	0
2. 公債計	122	0	0
	10,122	0	0

(2) 一時借入金の現在高

昭和52年9月30日現在の一時借入金の現在高は0円である。

昭和52年度国民健康保険特別会計

(1) 事業勘定予算執行状況

(歳入) (単位千円)

款	予算現額	収入済額	収入割合%
1. 国民健康保険料	42,951	9,442	21.98
4. 使用料	2	1	50.00
5. 国庫支	234,103	74,018	31.62
7. 財源	1	0	0
9. 繰入金	8,715	0	0
10. 繰上	17,431	17,431	100.00
11. 諸取計	420	0	0
	303,623	100,892	33.23

(歳出) (単位千円)

款	予算現額	支出済額	支出割合%
1. 総務費	19,436	8,272	42.56
2. 保険料	262,917	97,772	37.19
3. 健康金	10,026	4,360	43.49
4. 公債	100	0	0
5. 支	300	0	0
6. 諸予	369	11	2.98
8. 備出	10,475	0	0
	303,623	110,415	36.37

(2) 施設勘定予算執行状況

(歳入) (単位千円)

三崎診療所

款	予算現額	収入済額	収入割合%
1. 診療料	128,491	41,038	31.94
3. 使用料	375	187	49.87
4. 国庫支	—	—	—
5. 財源	671	0	0
8. 繰入金	4,177	800	19.15
9. 繰上	—	—	—
10. 繰取	600	426	71.00
11. 翌年度	—	—	—
12. 年度歳入繰上充用金	29,390	0	0
	163,704	42,451	25.93

(歳出) (単位千円)

款	予算現額	支出済額	支出割合%
1. 総務費	68,277	33,671	49.32
2. 施設整備費	44,632	18,078	40.50
3. 公債	200	100	50.00
5. 公債	10,020	5,059	50.49
7. 上	40,425	40,425	100.00
8. 予備	150	0	0
	163,704	97,333	59.46

(3) 一時借入金の現在高

昭和52年9月30日現在の一時借入金の現在高は57,000千円である。

(二面へつづく)

三崎町財政事情の作製及び公表に関する条例(昭和31年条例第13号)により、昭和52年度の4月1日から9月30日までの期間における財政事情を次のとおり公表する。

昭和52年11月10日

三崎町長 杉山茂丸

1. 一般会計の収入及び支出の状況

(1) 歳入 (単位千円)

区	分	予算現額	収入済額	収入割合%
1.	町地	91,567	49,281	53.82
2.	地方交付金	11,500	3,596	31.27
3.	地方交付金	12,500	3,787	30.30
4.	地方交付金	603,272	410,233	68.00
6.	地方交付金	9,076	3,983	43.88
7.	地方交付金	3,910	2,152	55.04
8.	地方交付金	212,791	38,701	18.19
9.	地方交付金	238,497	7,240	3.04
10.	地方交付金	237	151	63.71
11.	地方交付金	9,270	0	0
12.	地方交付金	84	0	0
13.	地方交付金	3,277	3,277	100.00
14.	地方交付金	10,560	2,845	26.94
15.	地方交付金	221,500	0	0
	歳入合計	1,419,041	525,246	37.01

(2) 歳出 (単位千円)

区	分	予算現額	支出済額	支出割合%
1.	議総	31,410	13,505	43.00
2.	議総	169,594	80,445	47.43
3.	議総	184,465	75,703	41.04
4.	議総	74,898	22,450	29.97
6.	議総	345,263	124,205	35.97
7.	議総	7,896	4,805	60.85
8.	議総	111,518	18,906	16.95
9.	議総	26,775	7,650	28.57
10.	議総	133,625	52,646	39.40
11.	議総	142,549	69,617	48.84
12.	議総	182,092	100,418	55.15
13.	議総	0	0	0
15.	議総	8,956	0	0
	歳出合計	1,419,041	570,350	40.19

2. 町税の収入状況

(単位千円)

区	分	予算額	調定額	収入済額
町	町税	39,800	40,439	20,968
固	町税	29,716	31,130	15,122
軽	町税	2,270	2,454	1,831
電	町税	15,750	9,212	9,212
木	町税	4,000	2,147	2,147
特	町税	1	0	0
	町税	30	30	0
	町税	91,567	85,412	49,281

3. 一時借入金の現在高

昭和52年9月30日現在の一時借入金の現在高は104,095,225円である。

昭和52年度三崎町旅客上屋特別会計

(1) 収入及び支出の状況

(歳入) (単位千円)

款	予算現額	収入済額	収入割合%
1. 使用料	180	0	0
2. 繰入金	1,674	1,000	59.74
	1,854	1,000	53.94

(歳出) (単位千円)

款	予算現額	支出済額	支出割合%
1. 旅客上屋費	377	133	35.28
2. 公債	1,477	737	49.90
	1,854	870	46.93

(2) 一時借入金の現在高

昭和52年9月30日現在の一時借入金の現在高は0円である。



# 全国秋季火災予防週間

(昭和52年11月26日 ~ 12月2日)

全国统一標語

## 使う火を

## 消すまで離すな目と心

### 三 崎 町 消 防 団

#### ◎ 重点目標

##### (家庭の場合)

- ▽幼児・老人だけを残して外出することは極力さげよう。
- ▽幼児・老人の安全な避難方法を考えよう。
- ▽就寝前の火の元点検を必ず行おう。
- ▽寝たばこは絶対にやめよう。またさせないよう常に注意しよう。
- ▽自分が使う火は消すまで責任をもち、その都度安全を確認しよう。
- ▽一日一回は防火について反省しよう。

##### (職場の場合)

- ▽職場ぐるみで消火・通報及び避難訓練を実施しよう。
- ▽消防用設備等を総点検し、いつでも使えるようにしておこう。
- ▽非常口付近や通路には物を置かないようにしよう。
- ▽職場教育を徹底し、職場の防火意識を高めよう。

#### 火災とまぎらわしい煙等を発する

#### おそれのある行為等の届出義務!

◎次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を町長に届け出ましょう。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為
- (2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

### みんなの善意で住みよい地域社会を!!

## ボランティアってなにに 登録のすすめ

三崎町社会福祉協議会では、地域におけるねたきり老人、一人暮らしの老人や在宅障害児(者)施設の方々やみんなの幸せのため、何かお役に立ちたいという想いの方々の橋渡しをするため、ボランティアの登録を受付けています。

ボランティア……ボランティアは、一般に「奉仕者、とよばれていますが「地域社会の福祉を高めるために自分から積極的にしかもその行為に対し、何の報いもせずに労力や能力を提供する人(人々)」をいいます。

- 奉仕内容
1. 労力の奉仕——洗濯・清掃・保育等
  2. 技能の奉仕——理容・演芸・大工等
  3. 物品の奉仕——衣料品・図書文房具・電気器具等 (連絡先・町役場福祉課)

#### 「狩猟期と事故防止!!」

ハンターの皆さんが待ちこがれていた、猟期が11月15日から始まりました。これから農家が、忙がしくなる時期とかさなります。銃による事故は生命にかかわる重大な、事故につながります。

狩猟中はよく確めて銃を発射するようにしましょう。又、銃や火薬の保管にも十分注意し、盗難にあたり、凶悪な、犯罪に悪用されたりすることのないよう、注意しましょう。



### 串局のダイヤル化にともない 火災の通報は全町

## 119番 (農集電話は 0-119)

(2面より)  
するとともに、施設と地域との交流の促進を図り、これらの相互間の正しい隣人関係を、確立することを目的としています。

緊急一時保護の対象となる者は概ね65才以上の在宅ねたきり老人等であって、介護人に次の各号のいずれかの事由により、一時的にその介護を受けることが、できなくなった者となります。

- 一、病氣、出産その他交通事故等により、介護することが不能となった場合
- 二、冠婚葬祭慶弔事が発生した場合
- 三、火災、水害の発生等により状況に変動が生じた場合
- 四、他に同居中の家族あるいは、親族の中から介護を必要とする者が発生し、その介護に当らなければならない場合

以上①④迄の者が、該当し緊急保護の期間は、原則として7日以内とし経費の負担は、生活保護者世帯は、負担とし生活保護世帯以外は、日額千円本人負担といたします。尚手続につきましては、役場福祉課で受付をしております。

広報紙について

ご意見が  
ありましたら

役場総務課  
広報係へ

お買い物は町内で

# 報 館 みさき

三崎町中央公民館  
館長 土居 毅  
(08945) 4-1111

## 社会教育を再認識

### 盛會に終わった 社会教育協議會

三崎町の歴史と文化を見なおすなかから、社会教育、又公民館活動の必要性を認識し、地域住民の生きがいと豊かな故郷づくりを目的に、去る十一月四日町民会館において三崎町社会教育研究協議會を開催した。

参加対象者は、各部落区長をはじめ、各社会教育関係団体七十名余りの代表者が参集した。

町長、教育長のあいさつの後、三分科会に別れ研究協議を行った。



三崎町社会教育研究協議會

#### 〔第一分科会〕

テーマ「部落公民館活動をどのように取り組むか」

最初「部落公民館活動」についての大筋を教育委員会より説明し、それを契機に、今後部落公民館活動を組織化し活動を実践するに、どうしたらよいかを討議した。

大変、積極的な意見がでて、各部落に公民館活動推進委員会を設置する必要があると、一方町の行政側も推進委員会はもちろん、財政面での援助、二名津

#### 〔第二分科会〕

テーマ「地域の伝統や文化を、家庭、学校、社会教育で具体的にどのように取り組めばよいか」

郷土の伝統、文化が埋れていくのは、だれしも感じている。そこで、郷土誌の編纂、又は郷土資料館建設の意見も出た。

精神的な面で老人は、昔のよいこと、又は、伝統行事を、子供に教えているか。

#### 〔第三分科会〕

テーマ「地域を母体とした社会教育関係団体の育成をどうすればよいか」

各社会教育関係団体の内容と問題点が、各団体から発表された。共通課題としていえる。

## 「地区別同和教育懇談会」

### 三才を迎える

「母ちゃん、子どもたちはすべて平等にしているのに、親はつまらん事を言うね。」

「同和教育は大人の問題で、大人の教育が先決だね。」九月から始まった地区別懇談会の席上での意見です。

親と子ども（高校生）との対話、また、ある中年婦人の声である。三年を迎えた地区別懇談会も充実し、多数の集りに恵まれ、特に父親の出席の多いこと、また、今までの考えで持って行った資料が不十分なことは、若い人の自己主的な風潮、奉仕精神の欠如、又は行政他団体からの要請行事の増加、その他いろいろの課題が出た。

次に団体の育成について話し合い、家庭教育、幼児教育の必要性、一般成人男子の組織化等の意見が強く出された。

午後は、全体会を行いました。分科会の報告がなされ、最後に、八幡浜教育事務所社会教育主事木村郁夫先生から「地域住民の要望に対する公民館活動はどうなればならないか」について、講演を行いました。全日程を終了しました。

教育委員会といたしましては、この研究協議会で討議された内容を充分検討して、昭和五十三年度の社会教育計画に取り入れ、少しでも、みなさんの要望に応えたいと思うので

## 婦人会だより

### 「先ず健康を」

三崎町婦人会では、心豊かな人づくり、健康な身体づくりを、キヤッチフレーズに、五十二年の活動が展開されております。健康は何よりの宝であり明るい家庭づくりとは先ず健康であると私は信じています。最近では各支部において「家庭の日」を利用して、婦人もバレーボールや、ソフボール等をして体力づくりに励んでおります。ところが驚くばかりに変化する社会の中で、利己本位な欲望が非常に強くなっています。お互いの私生活にも今一度考えなくてはならないものがあります。たとえば、農繁期の健康対策とか、若親の乳幼児教育に健康な体は小さい時から胎児からとも言われ

知らないのに。「寝も正しく指導をしておた子を起さなくて済みます。それを家庭にも。」と言いつつ、お母さんには偏見による指導がはいるなればこの問題は、いつまでたっても解決のきざしは見えないでしようか。成人とではなく、法律に定められていることと、小児科のシッポクよめられ全国的に展開されていることと、今後ともご協力をお願いします。

同和教育推進教員 平井 寿男



## お知らせ

### 父母の研修講座を計画

四、五才児をもつお父さん、お母さんを対象に、幼児教育研修講座を開催することになりました。

近年幼児教育の必要性が盛んに叫ばれてきているのは、皆さんもご存じのことと思われ

そこで町教育委員会といたしまして、今後幼児教育の学習会をより多く、開催したいと考えています。

今回も該当のお父さん、お母さんは、夫婦そろってご参集下さい。期間、内容は次のとおりです。

とき 昭和五十二年十一月二十六日 午後一、〇〇

ところ 三崎町民会館

参加対象者 四、五才児を持つ母親 (三崎、南部、西部地区)

内容 映画鑑賞 題名「あそびと友だち」 「わるくなつたというけれど」 研究討議 講話 八幡浜教育事務所 渡辺美佐子先生



## 昭和五十三年 成人式のご案内

町教育委員会では、昭和五十三年成人式を十一月二十六日(火)に実施します。

「成人の日」は、「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」一日です。

新成人の該当生年月日は、昭和三十三年四月二日/昭和三十四年四月一日までの人で、本町に本籍を有する町外在住者で、出席希望をする方も受け付けますので、十二月中旬に町教育委員会までご連絡下さい。

※簡素化運動として、成人式に華美な服装

で参加しない運動を展開していただきますのでご協力下さい。



一昨年に婦人の実感調査を行った中で、読書を全々しない人は、五〇%以上もあった。婦人だけでなく、男子も日常生活の中で、読書をしなくなつたことは、だれもが感じている。

テレビ、電話のよきもよくわかるが、今後創造力に欠けること等が大変心配である。テレビもあきることではないかと思う。もっとテレビを見る時間を読書の時間にまわしてはどうか。

新聞を毎日読む習慣子供には、マンガからでもよいので本を読む習慣をつけることが必要だと思われ。

町教育委員会といたしまして、図書室のあり方とか、本の内容等を改善する必要もある。

読書家が増え、要望があれば、移動図書とか読書グループの計画も行う。

今からは、夜が長くなり、先ずは、読書をするのが、おもしろくなるのが先決です。あなたも、やさしい本から手をつけてみたら、



婦人会社年体力テスト

